



なんでわからないの？  
ただ、あたりまえのことなのに。

# 飲酒運転は

酒気帯び運転をしたり、強要したり、容認した場合  
1年以下の懲役、または30万円以下の罰金。(同乗者等も罰せられます)  
人身事故を起こしてしまえば、本人とその家族はもとより、  
被害者やその家族の生命や人生が代償となります。

絶対  
ダメ  
!